

## ～にいがたスマイルギフト 転出者の方へ～

### 1. 出産応援ギフト

- (1) 妊娠届を本市に提出し、面談前に転出された方
  - ・転出先の市町村で申請してください。
- (2) 妊娠届を本市に提出し、面談後に転出される方
  - ①申請時点で本市に住所がある場合
    - ・新潟市でも申請は可能ですが、転出先の自治体でも申請することが可能です。どちらかを選択して申請してください。
  - ②申請時点で本市に住民票がない場合
    - ・原則転出先の自治体で面談を受け、申請してください。新潟市での申請を希望する場合は、こども家庭課へ連絡してください。

### 2. 子育て応援ギフト

- (1) 出生届を本市に提出する前に転出された方
  - ・転出先の自治体で申請してください。
- (2) 出生届を本市に提出後、新生児訪問等を受ける前(面談前)に転出された方
  - ・転出先の自治体で申請してください。
- (3) 出生届を本市に提出後、新生児訪問等を受けた後(面談後)に転出される方
  - ①申請時点で本市に住所がある場合
    - ・新潟市でも申請は可能ですが、転出先の自治体でも面談後に申請することは可能です。
    - ・新潟市で申請をせずに転出した場合は、転出後に転出先の自治体でご相談ください。
  - ②申請時点で本市に住民票がない場合
    - ・原則転出先の自治体で面談を受け、申請してください。
    - ・新潟市での申請を希望される場合は、こども家庭課へ連絡してください。

## ～にいがたスマイルギフト 転入者の方へ～

※転入元の市町村で当事業の申請済（支給済）の場合は、本市での支給はありません。

### 1. 出産応援ギフト

転入届を提出後、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターで妊婦健康診査受診票等をお渡しする際に、手続きのご案内をします。

転入元の市町村で交付された母子健康手帳をお持ちください。

※令和5年2月13日以降転入前自治体で妊娠届を提出し、その後流産、死産をされた方も、出産応援ギフトの対象となります。この場合は、こども家庭課までご連絡ください。

### 2. 子育て応援ギフト

転入元の市町村で当事業の支給（または申請）をしていない場合は、転入届を提出後、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターへお立ち寄りください。

その後、新生児訪問等による面談後に、申請案内をお渡しします。対象児童が生後4か月頃になるまでに申請してください。

《お問い合わせ先》  
新潟市こども未来部こども家庭課  
電話:025-226-1205